

# 令和5年第1回定例会会議録

四市複合事務組合議会

# 令和5年第1回四市複合事務組合議会定例会会議録

## ◎議事日程

令和5年2月15日（水）

午後2時開議

諸般の報告（議員の選出、議案の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 新任議員の議席の指定の件

第2 会期決定の件

第3 副議長の選挙

第4 議案第1号 令和5年度四市複合事務組合予算

第5 議案第2号 四市複合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

第6 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う関係条例の整備に関する条例

第7 議案第4号 四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第5号 四市複合事務組合職員の定年等に関する条例及び四市複合事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する等の条例

第9 議案第6号 四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

（令和4年度四市複合事務組合補正予算）

第11 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて

（四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例）

第12 会議録署名議員の指名

.....

## ◎本日の会議に付した事件

1、日程第1から第11まで

1、発議案第1号 四市複合事務組合議会個人情報保護条例の制定について

1、日程第12

午後2時3分開会

○議長（宮城壮一議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第1回四市複合事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長（宮城壮一議員） これより会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（宮城壮一議員） この際、諸般の報告をいたします。

報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

[諸般の報告は巻末に掲載]

○議長（宮城壮一議員） ここで、管理者に定例会招集の挨拶をお願いいたします。

○管理者（松戸徹市長） 本日は各市ともに議会で大

変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

そして、日頃より四市複合事務組合の運営に対して深い御協力をいただいておりますこと、改めてこの場をお借りして御礼申し上げます。

先ほど議長のほうから御紹介ありましたけれども、八千代市から選出されました塚本議員、そして成田議員におかれましては、さきの市議会議員選挙での御当選おめでとうございます。引き続き四市複合事務組合に対してお力添えをいただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

さて、本日御審議をお願いする案件につきましては、令和5年度四市複合事務組合予算などの8件でございます。各議員におかれましては、この案件につきまして、御審議の上、御賛同いただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

そして、皆様の御理解と御協力をいただきながら約2年間施工しておりました馬込斎場大規模改修工事が今月無事完成いたしまして、本年4月から閉鎖しておりました式場を再開するなど、リニューアルオープンの一環となりました。引き続き御利用者の皆様が使いやすい斎場として運営してまいりたいと思いますので、その辺につきましても、改めてよろしくお祈りを申し上げます。

終わりになりますけれども、組合議会並びに各市の皆様におかれましては、引き続き四市複合事務組合の事業推進のために御協力いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮城壮一議員） ありがとうございます。

○議長（宮城壮一議員） これより日程に入ります。

日程第1、新任議員の議席の指定を議題といたします。

議席は、お手元に配付した議席表のとおり指定いたします。

[議席表は巻末に掲載]

○議長（宮城壮一議員） 日程第2、会期決定の件を

議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮城壮一議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

○議長（宮城壮一議員） 次に、日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

本選挙は指名推選の方法により行うこととし、議長が指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮城壮一議員） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

副議長に成田忠志議員を指名いたします。

成田忠志議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮城壮一議員） 御異議なしと認めます。

よって、成田忠志議員が副議長に当選されました。

四市複合事務組合議会会議規則第31条第2項の規定により、成田忠志議員に当選の告知をいたします。

○議長（宮城壮一議員） 成田忠志議員から当選の承諾及び挨拶があります。

○9番（成田忠志議員） ただいま御指名を賜りました成田でございます。微力ではございますが、議長を助け、議会の運営に力を注ぎたいと思います。よろしくお祈りいたします。（拍手）

○議長（宮城壮一議員） ありがとうございます。

○議長（宮城壮一議員） 次に、日程第4、議案第1号令和5年度四市複合事務組合予算を議題といたします。

[議案第1号は巻末に掲載]

○議長（宮城壮一議員） 提出者から説明を求めます。管理次長。

○管理次長（白土太） 議案第1号令和5年度四市複合事務組合予算について、お手元の令和5年度四市複合事務組合予算書にて説明させていただきます。

1ページをお開きください。

第1条では、令和5年度の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億7,306万1,000円を計上いたします。令和4年度予算34億2,569万2,000円に対し14億5,263万1,000円の減額となります。

第2条では、地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定めるものです。

それでは、令和5年度歳入歳出予算について、7ページからの歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。

7ページから9ページは歳入及び歳出の総括表となっております。

次に、10ページ、11ページをお開きください。歳入予算について説明いたします。

初めに、1款サービス収入です。これは、特別養護老人ホーム三山園に係る介護報酬の公費分の介護給付費収入と利用者の自己負担金収入で、サービス収入合計として4億9,023万8,000円を計上し、前年度比346万円の減額となります。減額の主なものはショートステイの利用率の減少によるものです。

次に、2款分担金及び負担金は10億1,959万円を計上し、前年度比5,975万1,000円の増額となります。これは関係4市からの分賦金で、内訳は議会、総務に係る共通経費と三山園及び斎場の管理運営費及び施設整備費となります。

このうち1目民生費負担金は三山園に関する分賦金で、起債償還分の施設整備費が減額するものの、前年度からの繰越金が減額することなどから1億8,879万2,000円を計上し、前年度比5,310万8,000円の増額となります。

また、2目衛生費負担金は斎場に関する分賦金で、施設利用制限を設けていた馬込斎場大規模改修事業の終了に伴い、利用件数の増加を見込んだものの、物価高騰による前年度からの繰越金の減額、電気料、ガス料、燃料費や馬込斎場大規模改修事業の起債償還金が

増額することなどから8億3,079万8,000円を計上し、前年度比664万3,000円の増額となるものです。

なお、関係市分賦金の算出表は39ページのとおりとなっております。

10ページに戻っていただきまして、次に、3款使用料及び手数料は2億6,929万2,000円を計上し、前年度比5,785万6,000円の増額となります。

増額の要因は、12ページに移りまして、2目斎場使用料で2億6,928万円を計上し、前年度比5,785万6,000円の増額となります。これは、斎場使用料の改正及び馬込斎場大規模改修工事の終了による式場及び遺体保管室の利用件数の増加を見込んだことによるものです。

次に、4款県支出金は1,000円、これは千葉県からの補助金を想定した科目設定です。

次に、5款財産収入は、基金運用収入と財産貸付収入として292万5,000円を計上し、前年度比28万3,000円の増額となります。これは馬込斎場大規模改修工事が終了したことから、馬込斎場に売店を設置することによる売店貸付料の計上によるものです。

次に、6款寄附金は、民生費寄附金として1,000円を計上しました。

次に、7款繰入金金は188万5,000円、前年度比970万7,000円の減額となります。これは、令和5年度の三山園施設等整備基金から188万4,000円の繰入金の計上があったものの、前年度において定年退職者に係る退職手当基金からの繰入れがあったことによるものです。

次に、8款繰越金は、令和4年度から5年度への繰越金で1億5,714万円を計上し、前年度比1億2,259万1,000円の減額となります。これは令和4年度の総務費において、普通退職者1名による退職手当の増加、三山園においてサービス収入の減少、斎場において原油価格高騰による電気料、ガス料、燃料費の増加や普通退職者1名による退職手当の増加によるものでございます。

次に、9款諸収入は、斎場の納骨容器等の実費頒布と残骨灰の売払い収入が主なもので、3,198万9,000円を計上し、前年度比453万6,000円の増額となります。これは斎場における火葬件数の増加に伴う火葬残骨灰

売払い収入及び馬込斎場で中止していた棺の頒布の再開によるものです。

なお、組合債は、前年度で馬込斎場大規模改修事業が終了したことから14億3,930万円が減額になるものです。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

14、15ページをお開きください。1款議会費は、組合議員報酬及び議会運営に要する経費として133万7,000円を計上し、前年度比19万1,000円の増額となります。

16、17ページをお開きください。2款総務費は、特別職及び事務局職員の人件費と組合事務局に係る運営経費などで1億8,776万円を計上し、前年度比929万6,000円の減額となります。減額の主な理由といたしましては、令和4年度に定年退職者1名に係る退職手当の計上があったことなどから減額となるものです。

18、19ページをお開きください。3款民生費は特別養護老人ホーム三山園の管理運営に要する経費で5億8,704万1,000円を計上し、前年度比4,317万8,000円の増額となります。

1目老人福祉総務費は、主に三山園職員の人件費などの経費で3億8,341万2,000円を計上し、前年度比1,414万5,000円の増額となります。増額の主な理由といたしましては、三山園職員の地域手当の支給率や勤勉手当の支給月数を増加することによるものです。また、令和4年度から設置いたしました三山園あり方検討審議会の委員報酬を計上しております。

ここで、特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会の状況につきまして御報告をさせていただきます。

審議会は現在までに5回開催され、特別養護老人ホーム三山園の公的存在意義を踏まえた役割、今後の在り方について審議がされております。答申が示されましたら御報告をさせていただきます。

予算の説明に戻ります。20、21ページをお開きください。2目老人福祉施設費は三山園の長期入所事業、ショートステイ事業、デイサービス事業に要する経費及び施設の維持管理の経費で2億362万9,000円を計上し、前年度比2,903万3,000円の増額となります。増額の主な理由といたしまして、原油価格高騰により電気

料、ガス料が増加することと、施設修繕料の増加などによるものです。

22、23ページをお開きください。4款衛生費は馬込斎場としおかぜホール茜浜の管理運営に要する経費で5億9,134万8,000円を計上し、前年度比14億5,093万1,000円の減額となります。

1目斎場総務費は、主に斎場職員の人件費などの経費で5,036万8,000円を計上し、前年度比782万2,000円の減額となります。減額の主な理由といたしましては、令和4年度に常勤職員1名が普通退職したことに伴い、会計年度任用職員を1名増員し、再任用職員1名を会計年度任用職員に切り替えたことや、令和4年度において斎場予約システム改修委託料の計上があったことによるものです。

24、25ページをお開きください。2目斎場施設費は斎場施設の維持管理の経費で5億4,098万円を計上し、前年度比14億4,310万9,000円の減額となります。減額の主な要因といたしましては、原油価格の高騰により電気料、ガス料及び灯油代の増額、馬込斎場大規模改修工事が終了し、全館供用開始することから清掃委託料、警備委託料などの増額、馬込斎場の案内看板撤去及び補修工事費の計上と火葬炉補修工事費の増額はあるものの、馬込斎場大規模改修工事監理業務委託料や大規模改修工事費の減少により減額となるものです。

26、27ページをお開きください。5款公債費は5億6,057万5,000円を計上し、前年度比1,077万3,000円の減額となります。

1目元金は5億3,372万1,000円を計上し、前年度比1,004万3,000円の減額となります。この主な要因といたしましては、馬込斎場整備事業債の令和3年度債の元金償還が開始するものの、三山園整備事業債の元金償還が一部終了となりますことから減額となるものです。

2目利子は2,685万4,000円を計上し、前年度比73万円の減額となります。この主な要因といたしましては、馬込斎場大規模改修事業の令和4年度債の利子償還が開始するものの、三山園の建替事業債及びしおかぜホール茜浜整備事業債の償還利子の減少と、前年度に馬

込斎場大規模改修事業に係る一時借入金利率の計上があったことにより減額となるものです。

28、29ページをお開きください。最後に、6款予備費は4,500万円、前年度比2,500万円の減額となります。この主な要因といたしましては、馬込斎場大規模改修事業における不測の事態に備え、前年度において2,500万円を計上していたことによるものです。

30ページから35ページまでは給与費明細書となっております。

36ページは地方債の調書で、前年度末現在高見込額として96億1,521万9,000円、当該年度中の起債見込額はなく、元金償還見込額を5億3,372万1,000円、当該年度末現在高見込額は90億8,149万8,000円となっております。

以上が令和5年度四市複合事務組合予算の説明となります。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、できるだけ予算書のページを添えていただくと分かりやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

質疑はございますか。

神子議員。

○3番（神子そよ子議員） よろしくお願ひします。予算書7ページ、歳入の3、使用料及び手数料について伺います。

2億6,929万2,000円の予算です。前年比で5,785万6,000円のプラス予算になっています。2年間にわたる馬込斎場の改修工事が終了し、全面稼働になるところが大きいと思いますが、これだけの歳入を見込んだ根拠、説明はありましたが、もう少し詳しく、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮城壮一議員） しおかぜホール茜浜斎場長。

○しおかぜホール茜浜斎場長（矢島明彦） 議員の質問でございますが、使用料の予算の編成なんです、まず斎場使用料の予算につきましては、過去の実績とか平均増加率、こういったものを基に算出してございまして、利用件数に料金単価を乗じて積算してございまして、

使用料が増えている理由でございますが、今お話が

ございましたとおり、斎場使用料の増は、昨年、馬込斎場が大規模改修工事によって利用が制限されておりましたが、完成に伴いまして、火葬においては全面利用となることや、火葬料金の改正により約1,800万円の増を見込んでおります。そして、式場におきましても利用が再開されることや、料金改定により2,800万円の増額で、遺体保管室も馬込斎場の利用制限及び料金改正等によって約1,000万円の増額を見込んでおり、これらが主な要因となっております。

以上でございます。

○議長（宮城壮一議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 今、御答弁がありましたように、馬込斎場の利用料、使用料が値上げされていると。それが相当関係しているんじゃないかなと思っています。

馬込斎場の火葬料については、これまで現行5,500円だったものが、2年間は措置期間ということで1.5倍の8,250円、2年後には2倍の1万1,000円を負担しなければならなくなります。さらに馬込斎場は、これまで式場、遺族控室、通夜控室、それぞれの使用料金が設定されていて、使用した部屋の利用料金が合算されていまして、しかし、4月以降はしおかぜホールに合わせて式場、遺族控室、通夜控室のセット料金が設定されていて、個別に選ぶことができなくなっています。コロナ禍で葬儀の在り方も変化し、通夜を行わなかったり、通夜振る舞いをしないというところも増えている中、このような料金設定は利用者の立場に立ったものとは言えないということを指摘いたします。

また、全く話は変わるんですが、最近、遺体遺棄事件をよくニュースで耳にするんですけども、去年の暮れには、葬式をあげるお金がなくて、そのままにしていたというような73歳の高齢者の事件がありました。費用が払えずに火葬もできなければ罪に問われてしまうわけですね。昨今の社会状況を鑑みれば、これからもこのような事件が起きても不思議ではないと思いますけれども、いかがでしょうか。これは質問ではないんですが、式場利用のセット料金の考え方も改めるべきだと思うし、火葬料の引上げについても市民への負担を増やすようなものなので、これは強く改正を

求めるものです。

三山園について伺います。サービス収益ですけれども、短期入所、長期入所、通所介護収益、いずれもマイナス予算です。コロナの影響でどこの施設も厳しい経営状況がありますけれども、三山園においては公立の施設ということで、マイナス分は4市からの分担金で経営が助けられているということもあります。特にデイサービスの利用は、その利用者さんや御家族の方に選ばれる施設でなければならないと思います。入所も医療、介護の質、それから安全性を担保しなければいけません。これから2024年度には介護報酬の改定も行われることとなります。大変厳しい状況ではあると思うんですが、このような中でもサービス収益をどのようにして上げていくのか。予算を実施する上で施設内での検討ですとか、現場職員への意識づけということが行われているのかどうか、伺います。

○議長（宮城壮一議員） 管理次長。

○管理次長（白土太） 長期入所におきましては、費用の収益を上げるためには入所手続に必要な訪問調査、入所判定、事前の医療情報や診断書の早期の入手などに努めまして、利用していた方が退所した後、空床の期間を短縮することを図っております。今後とも入所手続期間のさらなる短縮を図る方策を検討するとともに、園内感染予防対策委員会や園内事故防止対策委員会にて対策案を検討し、情報の共有を図り、園内の感染予防の強化、事故などによる入院の防止など、選ばれる施設となるよう、サービスの質の向上を図っていきたくと考えております。

また、ショートステイ、デイサービスにつきましては、併せまして居宅介護事業所に働きかけて、利用者の増に向けて連携をしてまいりたいと思っております。

また、歳出におきまして、経費の削減にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮城壮一議員） ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮城壮一議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

○議長（宮城壮一議員） これより討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

まず、反対討論はありますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（宮城壮一議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 反対の立場で討論に参加いたします。

馬込斎場は2021年、2022年と2か年に及ぶ大規模改修工事が終了し、2023年度から本格稼働となります。それに伴い、火葬料及び式場などの使用料がしおかぜホールと併せ、引き上げられます。火葬料は現行5,500円のところ、2年間は措置期間で現行の1.5倍、2年後には現行の2倍の1万1,000円となる予定です。公設の斎場でありながら使用料を引き上げ、1万1,000円もの火葬料を市民に負担させるべきではないと改めて指摘し、しおかぜホール、馬込斎場、ともに利用料の見直しを求め、反対討論といたします。

三山園については公設の施設ということで、今後も市民の受皿としてしっかり頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮城壮一議員） ほかに反対討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮城壮一議員） 討論なしと認めます。

次に、賛成討論を行います。

賛成討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮城壮一議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

○議長（宮城壮一議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮城壮一議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しま

した。

○議長（宮城壮一議員） 次に、日程第5、議案第2号四市複合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。

[議案第2号は巻末に掲載]

○議長（宮城壮一議員） 提出者から説明を求めます。事務局長。

○事務局長（村山芳和） 議案第2号四市複合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例について御説明いたします。

令和5年第1回四市複合事務組合議会定例会議案の1ページをお開きください。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、個人情報保護法の改正が令和5年4月1日に施行予定となっております。今回の個人情報保護法の改正により、条例で規定する事項を整備するために本条例を制定するものです。

条例の内容につきましては、第3条において、法律内にて開示しなければならない情報に職務の遂行に係る公務員等の氏名に係る部分を追加し、第4条において、開示請求に係る手数料を無料と規定しております。

また、附則により、四市複合事務組合個人情報保護条例の廃止及び個人情報保護法の改正による四市複合事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の文言の整理を行います。

施行日は令和5年4月1日としております。

説明は以上でございます。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 今、御説明のあった個人情報保護法では、行政機関などが持つ個人データを、特定の個人を識別できないように内容を加工すれば、本人の同意なしに第三者に提供できることが可能になっています。行政機関等匿名加工情報の提供依頼があった場合に、4市としてはどのような対応を取るのか。

提供するのか否か、伺います。

○議長（宮城壮一議員） 副主幹。

○副主幹（谷内悟朗） 行政機関等匿名加工情報の提供につきましては、都道府県、政令指定都市以外の地方公共団体は、当分の間、義務とはなっておりませんので、現段階で実施することは考えておりません。

なお、提供を行うに当たりましては、手数料を条例で定める必要がありますので、議会にて御審議いただき、条例を可決いただいた後に初めて提供可能となるものとなっております。

以上です。

○議長（宮城壮一議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 今、義務とはなっていないということでしたけれども、世間では、今、個人情報の不正な流用とか、本人の同意を得ない第三者への提供が後を絶たない状況です。全国で起きている凶悪な強盗事件も、こういった情報の流出から起きているということもあります。

現時点では提供は考えていないということですが、制度上は可能なわけですから、もしかしら今の回答だと、依頼があれば提供するという姿勢があるのかなとちょっと心配になったんですが、改めて伺いますが、今、義務ではないけれども、できるわけですよ。ということは、するということもあり得る、制度上は可能だということですか。

○議長（宮城壮一議員） 副主幹。

○副主幹（谷内悟朗） 現状におきまして、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、手数料を基本的に条例で定める必要がございます。そちらを議会でお諮りするまでにつきましては提供ができないという形になっておりますので、現段階では、少なくとも議会にお諮りするまでは情報提供しないという形になっております。

以上です。

○議長（宮城壮一議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 今の御答弁だと、手数料が決まりさえすればできるというようにも聞こえます。ここの4市が持っている斎場の個人情報といったら、本当に膨大なものだと思うんですね。住民が安心

して個人情報と預けられるような取扱いをしなければいけないという責任があると思います。市民の個人情報に責任を持つという立場をぜひ忘れないでいただきたいと申し上げておきます。

以上です。

○議長（宮城壮一議員） ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより討論に入ります。

討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

まず、反対討論はございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 反対の立場で討論に参加いたします。

本議案の法律施行条例は、個人情報保護法に合わせた統一ルールに従うものであり、これまで四市複合事務組合が有してきた個人情報保護条例を廃止するものです。そもそも法による統一ルール化の最大の目的は、国や地方自治体が持つ膨大な個人情報を企業のもうけのために利活用する仕組みがつくられた、その仕組みにほかなりません。

安倍政権時代に、行政機関などが持つ個人データを、特定の個人が容易に識別できないように加工すれば本人の同意なしに第三者に提供できる匿名加工情報制度の仕組みがつくられました。さらに、個人情報保護法で自治体の個人情報保護条例をなくし、規制が緩い国の法律に従わせようとするものです。今回の条例の改定、廃止は、こうした国の方針に追随するものです。

四市複合事務組合も馬込斎場、しおかぜホール、三山園を運営し、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市と、4市にまたがる膨大な個人情報を有しています。個人情報保護に関する法律施行条例の制定と従来の個人情報保護条例の廃止は、憲法に基づく自己情報コントロール権が大きく後退するとともに、これまで築き上げてきた四市複合事務組合の個人情報保護の在り方

を後退させるものであることから、議案第2号に反対をいたします。

以上です。

○議長（宮城壮一議員） ほかに反対討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論を行います。

賛成討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮城壮一議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

-----

○議長（宮城壮一議員） 次に、日程第6、議案第3号千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（村山芳和） 議案第3号千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。

議案の7ページをお開きください。

令和4年第2回組合議会定例会において議決を賜りました千葉県市町村総合事務組合への加入により、令和5年4月1日から、組合が独自に実施している公平委員会業務を千葉県市町村公平委員会へ移管することとなります。このことに伴い、関係条例を整備するため、本条例を制定するものです。

条例の内容といたしましては、第1条において、四市複合事務組合情報公開条例中の「公平委員会」の文言を削除。第2条において、四市複合事務組合非常勤

の特別職の職員の報酬等に関する条例中の「公平委員会」の文言を削除。第3条において、四市複合事務組合公平委員会条例を廃止。第4条において、四市複合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の内容を、これまで船橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を準用していたものを削除し、人事行政の運営状況及び業務の状況の報告及び公表に関する事項を規定します。

施行日は令和5年4月1日としています。

なお、令和4年度の公平委員会の業務の状況の報告につきましては、経過措置により、従前の例により報告するようにいたします。

説明は以上でございます。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより質疑に入ります。  
質疑はございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結します。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより討論に入ります。  
討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

まず、反対討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 反対討論なしと認めます。  
次に、賛成討論を行います。

賛成討論はございますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 討論なしと認めます。  
よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより採決に入ります。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮城壮一議員） 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮城壮一議員） 次に、日程第7、議案第4号四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（村山芳和） 議案第4号四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案の13ページをお開きください。

三山園職員給料表適用職員の処遇改善を行うこと及び議案第3号と同様に公平委員会を事務移管するに当たり、条例の所要の整備を行うものです。

条例の内容につきましては、三山園職員給料表適用職員の地域手当の額について、「管理者が別に定める額」と規定しており、規則で給料月額6%を支給しておりますが、当該規定を削除し、行政職給料表適用職員と同じ12%に改正を行います。

また、公平委員会関係事務として、準用する船橋市の職員団体の登録に関する条例のうち、職員団体が公平委員会に対する申請書の提出方法として電子申請を行うことができる規定がございしますが、事務移管先の千葉県市町村公平委員会の規定に合わせ、当該内容を適用除外といたします。

施行日は令和5年4月1日としています。

説明は以上でございます。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより質疑に入ります。  
質疑はございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより討論に入ります。  
討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

まず、反対討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論を行います。

賛成討論はございますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮城壮一議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮城壮一議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

-----

○議長（宮城壮一議員） 次に、日程第8、議案第5号四市複合事務組合職員の定年等に関する条例及び四市複合事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する等の条例を議題といたします。

[議案第5号は巻末に掲載]

○議長（宮城壮一議員） 提出者から説明を求めます。事務局長。

○事務局長（村山芳和） 議案第5号四市複合事務組合職員の定年等に関する条例及び四市複合事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する等の条例について御説明いたします。

議案の17ページをお開きください。

地方公務員法において職員の定年延長制度が導入されることから、条例の所要の整備を行うものです。

第3条により定年を65歳とし、附則第3号にて定年年齢が2年ごとに60歳から1歳ずつ延長され、令和13年4月1日以降、65歳となります。この定年延長による組織内の人事の硬直化を防ぐ観点から、第6条により、管理監督職の勤務上限年齢を60歳に設定し、第7条により、行政職給料表1の6級以上の職員は、60歳に達した以降、直近の4月1日に管理職から降任を実施いたします。第11条により、60歳以降、定年に達するまでの間について、短時間で勤務をする定年前再任用制度を導入します。

そのほか、経過措置として、現在勤務している再任

用職員は暫定再任用職員として従前のままの制度を維持し、関係市の職員の方を定年前再任用及び暫定再任用職員として、本組合で任用できる環境を導入いたします。

施行日は令和5年4月1日としています。

説明は以上でございます。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 議案書を見たんですけれども、常勤職員の給与について伺いたいんですが、60歳に達した後、定年までの期間の給与がちよっと見当たらなかったんですが、定年までの期間、月額給与はどのようになるのか伺います。

○議長（宮城壮一議員） 事務局長。

○事務局長（村山芳和） 船橋市の給与条例を準用しておりますので、船橋市と同様に、60歳を超える職員の給料月額、60歳前の給与月額の7割水準に設定しております。

以上です。

○議長（宮城壮一議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） そうなると、例えば部長職など、役職に就いていた方が今年の3月で退職を迎え、再任用で仕事を続けた場合、俸給表で言えば8級から4級になります。今後の定年延長の移行期間の中で、役職に就いていなかった方が60歳から定年までの間、7割で仕事をするようになるとすると、同じ職場内で今年の3月、定年退職になられた方、そして再任用で働く方と7割で働く方たちの間ですごく賃金格差が生まれる。逆に今年再任用になられた方は、すごく低い給与で同じ職場の中で働くというようなことが起きてくるんですけれども、そうなってくると、同じ職場内で物すごく賃金格差が生まれて、働く方のモチベーションだとか、これまでの知識とか経験とか、専門職というのが十分に発揮できるのかどうかすごく心配されるところなんです。職場内では、皆さんはそのような心配はされていないということでしょうか。

○議長（宮城壮一議員） 事務局長。

○事務局長(村山芳和) 再任用制度につきましては、退職した上で年金までのつなぎの期間で任用されるものでありまして、定年の年齢が引き上げられる職員については退職せずに、引き続き常勤職員として職務を行うこととなりますので、1年ごとの再任用される再任用職員と給与面で差が生じるものと考えております。定年の引上げ前の再任用職員と給与面で差が出ることとなりますが、定年引上げという新たな制度の下、60歳を超えて職員が能力、経験を生かし、職務に従事することができるようにするための制度改正であるとと考えております。

以上です。

○議長(宮城壮一議員) ほかに質疑ございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮城壮一議員) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長(宮城壮一議員) これより討論に入ります。

討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

まず、反対討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮城壮一議員) 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論を行います。

神子議員。

○3番(神子そよ子議員) 賛成の立場で討論に参加いたします。

地方公務員法の改正による条例の所要の改正なので反対はしませんが、60歳前と同様の仕事をしていても、60歳になった途端に7割に減額となります。生年月日によって、定年まで数年の間にわたる職場内での賃金格差を生むなど、課題が残されたままの改正だということを指摘して賛成討論といたします。

以上です。

○議長(宮城壮一議員) ほかに賛成討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮城壮一議員) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長(宮城壮一議員) これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(宮城壮一議員) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長(宮城壮一議員) 次に、日程第9、議案第6号四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

〔議案第6号は巻末に掲載〕

○議長(宮城壮一議員) 提出者から説明を求めます。事務局長。

○事務局長(村山芳和) 議案第6号四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案39ページをお開きください。

令和4年度人事院勧告において、常勤・再任用職員の勤勉手当の支給月数の改正があったことを受け、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について、所要の改正を行います。

また、議案第5号と同様に、地方公務員法の改正を受け、条文について条ずれが起きることから、その改正を行います。

今回の改正により、令和5年度の会計年度任用職員の期末手当の支給月数につきましては、年間2.5月から2.55月になり、0.05月を増額いたします。

施行は令和5年4月1日としております。

説明は以上です。

.....

○議長(宮城壮一議員) これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮城壮一議員) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

.....

○議長(宮城壮一議員) これより討論に入ります。

討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

まず、反対討論はございますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮城壮一議員) 次に、賛成討論を行います。賛成討論はございますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮城壮一議員) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

.....

○議長(宮城壮一議員) これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(宮城壮一議員) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮城壮一議員) 次に、日程第10、議案第7号令和4年度四市複合事務組合補正予算に係る専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

[議案第7号は巻末に掲載]

○議長(宮城壮一議員) 管理次長。

○管理次長(白土太) 議案第7号令和4年度四市複合事務組合補正予算の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案の41ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、特別養護老人ホーム三山園において、令和4年10月及び12月に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことにより、歳出において緊急的に感染症対策経費の予算措置が必要となったこと、また、その財源となる千葉県からの補助金が歳入として見込めることとなりましたことから、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、34億9,519万2,000円としたものでございます。

48ページにありますとおり、歳入におきまして、10款県支出金にて、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保

事業費補助金として800万円を増額し、50ページにありますとおり、歳出では3款民生費1項老人福祉費1目老人福祉総務費にて、1節報酬で会計年度任用職員の報酬で140万円、3節職員手当等で感染症防疫作業手当及び時間外勤務手当として440万円、計580万円を増額するとともに、2目老人福祉施設費では、10節需用費にて感染症対策用品等の購入費用として220万円、合計800万円を増額したものでございます。

本来であれば、本組合の予算の補正を議決していたかなければなりません、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました。つきましては、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるものでございます。

説明は以上でございます。

.....

○議長(宮城壮一議員) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

神子議員。

○3番(神子そよ子議員) 三山園は、この間、2度のクラスターが発生しているんですけども、施設内ではどのような感染対策を取っていたのか。また、その感染経路などについても確認ができているのかどうか伺います。

○議長(宮城壮一議員) 事務局長。

○事務局長(村山芳和) 従前から、利用者においては毎日2回の検温を行って、熱があった場合は三山園で用意している抗原検査を実施して、38度以上の場合には協力病院である済生会習志野病院の受診等を行ってまいりました。職員においては月2回のPCR検査を実施して、検温等による日々の健康管理を実施して不織布マスクの着用や、利用者に接する場合はフェースガードを着用したり、手洗い及びアルコールによる手指消毒の徹底などを行ってまいりました。また、感染予防として、ゾーニングの対応や施設の消毒、それから職員のフロアの行き来の制限等を行いまして、外部者の入園の中止や1ヶアごとにPPEの交換などを行ってまいりましたが、10月にクラスターが発生してしまいま

した。

12月のクラスターにおきましては、そこでの対応策に加えまして、船橋市より供与のあった抗原検査キットによりまして、週3回、勤務前の職員全員が検査を行って、ウイルスを施設内に持ち込まないように対策をしておりましたが、残念ながらクラスターが発生してしまいました。現在も船橋市高齢者福祉課により配布されている抗原検査を実施しつつ、利用者や職員とともに健康観察を継続しておりますが、今後とも感染対策を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮城壮一議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 施設では、できる限りなことはやっていたということでしょうか。

もう1問なんですけれども、5月8日からコロナの分類が5類へ移行するということが示されていますけれども、医療機関などでは、さらなる感染拡大が懸念されているんですが、三山園では、その対応は特に検討されているのでしょうか。

○議長（宮城壮一議員） 事務局長。

○事務局長（村山芳和） 新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけについては、5月8日に2類相当から5類相当へ移行することが国によって決定されました。高齢者施設については、クラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるように取り組むこととされております。今後示される国の方針なども踏まえて、管理医師などの助言を受けながら三山園内にて感染の対応策を作成して、それを周知して徹底していく予定であります。

以上です。

○議長（宮城壮一議員） ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより討論に入ります。

討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

まず、反対討論はございますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論を行います。

賛成討論はありますか。

神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 賛成の立場で討論に参加いたします。

3年に及ぶコロナ禍で、医療機関や介護施設で働く皆さんには心から感謝を申し上げます。施設ではできる限りの感染対策は講じていたということですが、今後もコロナ感染の波は年に3回ぐらいはあるだろうというようなことも言われています。何分、三山園は高齢者の入所施設ですから、今後も引き続き十分な感染対策を取りながら事業を継続していただきたいと申し添えて賛成といたします。

○議長（宮城壮一議員） ほかに賛成討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮城壮一議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

○議長（宮城壮一議員） 次に、日程第11、議案第8号四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案第8号は巻末に掲載〕

○議長（宮城壮一議員） まず、提出者から説明を求めます。

管理次長。

○管理次長（白土太） 議案第8号四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正

する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案の55ページをお開きください。

四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。本組合が準用している船橋市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、常勤・再任用職員の給料表が改正されましたが、会計年度任用職員につきましては、組合独自に条例を規定していることから給料表の改正を行う必要がありました。

改正の内容につきましては、給料表について、全号給の給料月額を1,000円から4,000円増額し、改正時期を令和5年1月実働分よりとしたものでございます。本来であれば、本組合の関係条例の改正条例を議決していただかなければなりません、特に緊急を要したため、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました。つきましては、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより討論に入ります。

討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

まず、反対討論はございますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論を行います。

賛成討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮城壮一議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

.....

○議長（宮城壮一議員） ここで暫時休憩いたします。

午後3時9分休憩

.....

午後3時11分開議

○議長（宮城壮一議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで御報告申し上げます。

塚本路明議員外2名から、発議案第1号四市複合事務組合議会個人情報保護条例の制定について提出がありました。

お諮りいたします。

ただいまお配りした発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮城壮一議員） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

発議案第1号四市複合事務組合議会個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

〔発議案第1号は巻末に掲載〕

○議長（宮城壮一議員） 提出者から説明を求めます。

塚本議員。

○8番（塚本路明） 発議案第1号四市複合事務組合議会個人情報保護条例の制定について、提案理由を説明します。

先ほど議決があった議案第2号四市複合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例に関連し、改正後の個人情報保護法の規定は、組合議会は大半が法の適用対象外とされていることから、個人情報保護法や四市複合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の規定の内容を踏まえつつ、本条例を提案します。

本条例の内容として、組合議会における事務局の職員が職務上作成または取得した個人情報について、利用目的以外の利用、提供の制限を設けること。開示請求に係る手続、開示決定等の期限を定めるとともに、個人情報を不開示とする情報を規定すること。開示、訂正等に係る決定、開示請求等に係る不作為について審査請求があった場合は、四市複合事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととし、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な意見を聞く必要があるときは四市複合事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができるものとする。組合議会における事務局の職員等が本条例に反した場合の罰則規定を定めることとしております。

施行日は令和5年4月1日とします。

提案理由は以上でございます。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより質疑に入ります。  
質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮城壮一議員） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより討論に入ります。  
討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。  
まず、反対討論はございますか。  
神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 反対の立場で討論に参加いたします。

議案第2号でも述べたとおり、個人情報保護法には個人のプライバシーの侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導、官民癒着の拡大など、多くの問題があると考えます。国が定めた個人情報保護法では、市民の個人情報流出の危険は拭い切れません。よって、本発議案についても反対といたします。

○議長（宮城壮一議員） ほかに反対討論はございますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮城壮一議員） 反対討論なしと認めます。  
次に、賛成討論を行います。  
賛成討論はございますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮城壮一議員） 賛成討論なしと認めます。  
よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（宮城壮一議員） これより採決に入ります。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮城壮一議員） 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（宮城壮一議員） 次に、日程第12、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員に中村潤一議員及び塚本路明議員を指名いたします。

.....

○議長（宮城壮一議員） 以上で、本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了いたしました。

.....

○議長（宮城壮一議員） これをもちまして、令和5年第1回四市複合事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時16分閉会

.....

[出席者]

◇出席議員（12人）

議長	宮城壮一
副議長	成田忠志
議員	芝田裕美
	中村潤一
	神子そよ子
	滝口一馬
	松橋浩嗣
	鈴木和美
	塚本路明

服 部 友 則  
中 山 恭 順  
宮 本 泰 介

.....

◇説明のため出席した者

管 理 者	松 戸 徹
副 管 理 者	西 水 徹
会 計 管 理 者	大 澤 孝 良
事 務 局 長	村 山 芳 和
管 理 次 長	白 土 太
副 主 幹	谷 内 悟 朗
しおかぜホール茜浜斎場長	矢 島 明 彦
代 表 監 査 委 員	栗 林 紀 子

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

四市複合事務組合議会議長	宮 城 壮 一
四市複合事務組合議会議員	中 村 潤 一
四市複合事務組合議会議員	塚 本 路 明